

岩手県公安委員会告示第5号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項の規定に基づき指定した同項の診断を行う医師について、次のとおり指定を変更した。

令和2年6月2日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地		変更年月日	診断の対象者
		変更前	変更後		
前田 哲也	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	令和元年9月21日	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者